

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和8年度第1四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託	その他	岩井 正彦	15,000,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市議会議員補欠選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託の実施ならびに同経費の支出について	情報処理	(株) ムサシ 大阪支店	2,317,700	令和8年4月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	○
3	大阪市議会議員西区選挙区補欠選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託の実施及び同経費の支出について	情報処理	(株) ムサシ 大阪支店	1,819,950	令和8年4月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	—
4	任用事務用 職員採用試験にかかる能力検査業務委託	試験問題作成	株式会社リクルートマネジメントソリューションズ	6,184,200	令和8年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	—
5	令和8年度 職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声ダイジーデータマスター作成業務	その他	社会福祉法人日本ライトハウス	3,012,399	令和8年5月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託

2 契約の相手方

岩井 正彦

3 随意契約理由

包括外部監査は、地方公共団体の適正な予算執行の確保及び監査機能の充実強化などを目的として導入されたもので、政令指定都市においては、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により毎会計年度、包括外部監査契約の締結が義務付けられている。

本事業は、地方自治法第 252 条の 28 の規定により、弁護士、公認会計士、税理士の資格を有している者等で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有している者と契約を締結する必要があるため、競争入札に適しないことから、大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会、近畿税理士会から候補者の推薦を受け、候補者から提出された提案書及び面接による審査を実施し選定した結果、岩井正彦氏の評価点が最も高く、優れた提案を行ったことから、議会の議決を経て令和 7 年度包括外部監査契約を締結した。

地方自治法の規定により連続して 3 回まで同一の者と契約を締結できること、現在の監査業務が順調に進捗されていること、監査業務を通じて本市の行財政についての習熟度について新たに選定する監査人よりもアドバンテージがあること、過去の監査結果を踏まえた監査の継続性が図れること等、包括外部監査の実効性を高める上で最も適任であると考えられることから、令和 8 年度についても同氏と包括外部監査契約を締結する。

なお、契約締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴いた上で、令和 8 年 3 月 27 日に議会の議決を得ている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8575）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員補欠選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と業務委託を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員補欠選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と業務委託を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験に係る能力検査業務（概算契約）

2 契約の相手方

（株）リクルートマネジメントソリューションズ

3 随意契約理由

本市では、優秀な人材を採用するため、民間企業志望者を含め多数・多様の受験者が確保できるよう、教養試験ではなく民間で広く活用されている適性試験、とりわけ（株）リクルートマネジメントソリューションズのSPIを平成24年度から継続して活用してきた。

（株）リクルートマネジメントソリューションズが提供するSPIは、応用力や論理的思考力に重点を置いた出題傾向であり、本市職員として求める人材像にふさわしいかを見極める観点と合致する。また、民間企業の採用試験で行われる適性検査の代表的なものであることから、全国的に受検者数が多く全国の受検者データ蓄積が十分にあり、必要に応じて本市受験者との比較が可能である。

次に、本市採用試験は機会の均等の観点から、あらゆる方が試験申込み（参加）できることを前提としており、障がいを持つ受験者の申込みも想定しているため、適性試験問題の点字版を試験区分ごとに準備する必要があるが、年間を通じて複数種類の点字版の問題を提供することができるのはSPIのみとなっている。

受験者は一般的に受験する自治体や企業の採用試験の出題傾向を分析し、出題傾向に合った受験対策を講じるが、適性試験の種類は多く、難易度、出題傾向も様々である。

これまで本市では、結果的にSPIを継続活用しているが、契約前に公表する必要がある採用試験要綱には適性試験の種類を明記できなかったことにより、受験者から多数寄せられる適性試験の種類に関する問合せへの回答は曖昧にならざるを得ず、また、SPIに決定後も採用試験要綱に記載していないため、受験者の公平性の観点から回答できず、一定の混乱が生じていた。

この点について、本市人事委員会としても受験者の負担軽減を図る必要性について強く認識しているところであり、その対策として採用試験要綱にSPIと明記することで、受験者が出題内容を事前に把握し試験準備ができるようにし、受験者の負担軽減や安定的確保、問合せの減少につなげることができると見込んでいる。

また、試験内容が頻繁に変更されることは、出題傾向を把握した上で受験対策を行う受験者にとっても大きな負担である。

これらを総合的に勘案し、適性試験としてSPIを採用する予定であるが、当該検査は（株）リクルートマネジメントソリューションズの商品であり、その提供及び検査結果の判定は同社のみが可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声デジータマスター作成業務（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 日本ライトハウス

3 随意契約理由

本市の職員採用試験においては、一部の職種において視覚障がい者の受験を認めており、受験者の希望があれば、筆記試験において点字版の問題集による出題や、試験問題の音声パソコン用テキストファイル又は音声デジータ専用再生機器による読み上げの対応による出題を行っている。

契約相手方においては、英文、数式、グラフ、図形など様々な分野の特殊な表記を含む問題を短時間で正確に点字版により作成することが可能であり、かつ点字受験者が解答するのに不適切な問題がないか（特にグラフ等の資料や空間図形を使用した問題等）について、技術的な助言ができる技術・体制を有している必要がある。また、試験機関として公正・公平かつ正確な能力実証を果たすために、出題分野が多岐にわたる採用試験問題の点字訳や音訳について、一字一句正確に訳すだけでは不足、その内容（問題の意図、同音異義語の取扱い等）の同一性を求められることから、一連の業務を同一の事業者において一括して委託する必要がある。さらに、本業務は試験問題が外部に絶対漏れてはならないなど特殊な業務であることから、秘密の保持、書類の管理等の面で管理体制が確立されている必要がある。

これらの点において、社会福祉法人日本ライトハウスは、文部科学省から特別支援学校で使用する教科書の発行者として認定されている事業者の1つであり、他の地方公共団体の試験問題や大学の入学試験問題等、試験問題の点字訳等や、他の出版社が発行した国語、数学、理科、社会など幅広い教科の教科書の点字版を作成するなど、全国でも最高レベルの点訳技術を有しており、特殊表記の点字版の提供も可能である。また、音訳・音声デジータマスター作成を行うための専門知識や録音機材等も整っており、本市が必要とする全ての業務を一括して履行することが可能である。加えて、施設内には施錠可能な点訳作業等専用の部屋や警備会社のセキュリティに連動した金庫を有するなど、秘密保持体制の確立もなされており、複数日にまたがる本市職員の立合等も可能となっている。

これまで当局では、令和2年度から令和5年度まで、本件に係る入札並びに年間を通じた比較見積業者リスト掲載事業者の募集など、契約手法や作業日程等の見直しを行いながら、継続して広く事業者を募集していたが、参加事業者は社会福祉法人日本ライトハウス1者のみとなっていたため、少なくとも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考えられる。

上記のことから、本業務の委託先は社会福祉法人日本ライトハウス以外にないと考えられるため、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）